

# 青森県報

第四千二百九十六号

平成二十九年  
五月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

○都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……一  
公 告

○第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更……………(商工政策課) ……一

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(警察本部) ……二

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(下北地域) ……三  
人事委員会

### 人事委員会

○人事委員会規則一三一九(職員の育児休業等に関する規則)

の一部を改正する規則……………(職員課) ……三

### 公安委員会

○青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則……………(総務課) ……三

## 告 示

### 青森県告示第三百八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十九年四月二十七日認可したので、同条第

二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称  
三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画下水道事業(三沢市公共下水道)

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十四年四月二日青森県告示第三百九号)の事業地のとおり変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可(平成二十四年四月二日青森県告示第三百九号)の事業地のとおり変更なし。

## 公 告

### 第二種大規模小売店舗立地法特例区域の変更

中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第六十五条第一項の規定により定めた第二種大規模小売店舗立地法特例区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第三十八条第一項において準用する同法第三十七条第二項の規定によりその内容を次のとおり公告する。

平成二十九年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変 更 前

変 更 後

3	2	1
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百
3	2	1
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	変更なし	変更なし

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年五月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量  
運転免許証作成機用消耗品 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課

青森市新町二丁目三の一 契約の方法 随意契約	契約の相手方を決定した日 平成二十九年四月一日	契約の相手方の名称及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿四丁目三の一七	契約金額 一式当たり 二百九十四万二千二百四十四円
------------------------------	----------------------------	--	------------------------------

品 名	数量	単位	金 額
IC用カード基体（一般用）	一	箱	五十万八千三百五十六円
IC用カード基体（優良用）	一	箱	五十万八千三百五十六円
IC用カード基体（新規用）	一	箱	五十万八千三百五十六円
高速型リボンセット	一	箱	十五万二千二百円
新経歴書用カード基体	一	箱	十六万二千六百四十八円
裏面追加備考紙	一	箱	三千二百四十円
印字用ロール紙	一	セット	一万八千九百円
メインランプ	一	セット	一万三千六百八円
フットランプ	一	個	二千二百六十八円
吸着パット	一	セット	五千五百八円
LEDランプ ASSY	一	セット	一万二千三百三十二円
入口センサーLED ASSY	一	個	七千五百六十円
吸気フィルター大	一	個	九千七百二十円
吸気フィルター小	一	個	五千九百四十円
排出ローラー	一	セット	一万五千百二十円
ヒートローラ上	一	セット	四万九千六百八十円

DU付ブラケットH	一	セット	三万千四百円
サーミスター	一	セット	三千二百四十円
ハロゲンヒートランプ	一	セット	二万二千六百八十円
ヒートローラ下	一	セット	三万八千八百八十円
タイミングベルト入口H1	一	セット	八千二百八円
タイミングベルト入口H2	一	セット	七千五百六十円
ゴムロールH/R	一	セット	一万二千九百六十円
ロールEXIT	一	セット	四万五千三百六十円
ロールEXIT/L	一	セット	四万三千二百円
ロールロアピンチローラー	一	セット	四万五千三百六十円
サーマルヘッド	一	セット	七十万二千円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大畑土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年五月十日

下北地域県民局長 濱 谷 雅 人

役員別の 区別	氏 名	住 所	就任の年月日
理事	北上 勝明	むつ市大畑町兎沢一九七の五	平成二九・四・三

人 事 委 員 会

人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を改正する規則

正する。人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「養子縁組里親」の下に「である者」を加え、「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則一三一九（職員の育児休業等に関する規則）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月十日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第六号

青森県公安委員会公文書管理規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会公文書管理規則（平成二十六年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表（第十条関係）を次のように改める。

別表（第十条関係）

保存期間	行 政 文 書	保 存 期 間 満 了 後 の 措 置
三十年	委員会の会議録（委員会の会議に提出された行政文書であつて、委員会が会議録と併せて保有することが必要と認められたものを含む。）	移管又は特定保存（公安委員会の会議に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）
五年	移管・廃棄簿 警察法第四十三条の二に規定する事務に関する行政文書	移管又は特定保存（公安委員会の警察の指示等に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）
三年	委員会の会議資料 警察法第七十九条に規定する事務に関する行政文書	移管又は特定保存（公安委員会の会議に係る行政文書ファイル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄）

無期限	目録	委員会又は委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望及びその処理に関する行政文書  廃棄  イル等で、その内容に重要性がないと認められるものにあつては廃棄
	行政文書ファイル管理簿	

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭